主

原判決を破棄する。

被告人Aを罰金二万五千円に、同B、同Cを各罰金二万円に、同Dを罰金五千円に処する。

右罰金を完納することができないときは金二百五十円を一日に換算した 期間当該被告人を労役場に留置する。

被告人Cに対しては本判決確定の日から二年間右刑の執行を猶予する。 各被告人に対し公職選挙法第二百五十二条第一項の規定を適用しない。 被告人Dから金千円を追徴する。

原審の訴訟費用中証人Eに支払つた分は被告人等の平等負担、証人F、同Gに支払つた分は被告人B、同C、同Aの平等負担、証人Hに支払つた分は被告人A、同Dの平等負担とする。

理由

弁護人国府敏男同島田好文の本件控訴趣意は同人等提出の各控訴趣意書記載のと おりであるから之を引用する。

弁護人国府敏男の控訴趣意第一点について

原判文によれば、原判決は判示第一事実の証拠として被告人Aの検察官に対する第一、二回供述調書を、判示第二、第三事実の証拠として同第一回供述調書を採用して居り、原審第五回公判調書によれば、同公判廷において同被告人の検察官に対する供述調書一通を取調べた旨記載されていることは所論のとおりである。

同第二点(事実誤認)の一の1、2について

原判決挙示の関係証拠を綜合すると、原判示第一及び第三の各金員は選挙運動の 費用及び報酬として不可分的に包含せしめて授受されたことを認定できる。所論引 用の各証拠中右認定に抵触する部分はいずれも措信するに足らず、その他記録を精 査するも原判決には事実誤認が認められないから、論旨は理由がない。

同点の二について

原判決挙示の被告人Cの検察官に対する供述調書その他の関係証拠を綜合すると、被告人Cは選挙運動者であつたこと及び原判示第一の犯行につき共謀したことを認定できる。所論引用の各証拠中右認定の抵触する部分はいずれも措信するに足らず、その他記録を精査するも原判決には事実誤認が認められないから、論旨は理由がない。

同第三点の一ついて

原判示の各金員が選挙運動の費用及び報酬として不可分的に包含せしめて授受されたものであることは前段説示のとおりであり(同第二についても同じ)、原判示も亦同趣旨であると解することができるから、従つて費用と報酬とが不可分であることを明示せずして罰条を適用した原判決は法令の適用を誤つたものであるとの所論は前提を欠き採用するを得ない。論旨は理由がない。

同点の二について

原判決は法令の適用において判示第一の所為につき刑法第六十条の適用を示していたいこと所論のとおりであるが、しかし、「被告人B、C、Aは共謀の上」と判示し共同正犯であることを認定していることが明らかであるから刑法第六十条を事実上適用したことが肯認できる。而して斯る場合刑法総則規定である同条は必ずしもこれを判文上明示するを要すくるものではないと解するのを相当とすべく、従つて同条の不適用を云為して法令適用の誤を論旨とする所論は理由がない。

弁護人島田好文の控訴趣意第一点について

被告人B、同C、同Aが共謀してFに渡した原判示第一の本件五千円の金員が選挙運動の費用のみでなく報酬をも含むものであることを知り乍ら相談の上渡した事実は原判決挙示の被告人Bの検察官に対する第一回供述調書(記録三〇七丁乃至三〇九丁)、同Cの同供述調書(記録三三八丁乃至三三九丁)、同Aの同第一、二回供述調書(同上、三四四丁乃五三四八丁)の各供述記載によつて肯認できるものであるから、共謀の点を否認し事実誤認を主張する論旨は理由がない。

同第二点について

原判決挙示の関係証拠を綜合すると、原判示第一の金員は選挙運動の費用及び報酬として不可分的に包含せしめて授受したことが認めらるるのであるから、右金員授受の趣旨を否認し事実誤認を主張する論旨は理由がない。______

弁護人国府敏男の控訴趣意第四点同田島好文の控訴趣意第三点について

所論は原判決が各被告人に対し公職選挙法第二百五十二条第一項の公民権停止の 規定を適用しない旨の宣告をしなかつたのは不当であるというにある。

按ずるに、被告人等の本件各犯行はいずれも公正なるべき選挙を汚濁するものとして罪質決して軽いとは認め難く、原判決の罰金の量刑は重いとは認め難いのであるが、記録に現われた本件各犯行の動機、態様、被告人等には前科もなく、授受された金員も左して多額ではないこと、その他諸般の情状を勘案すると、原判決が被告人等に対しいずれも公職選挙法第二百五十二条第一項の規定を適用しない旨の宣告をしなかつたのは、刑事訴訟法第三百八十一条にいわゆる刑の量定が不当である場合に該当するものと認められるから、原判決はこの点において破棄を免れたい。よつて刑事訴訟法第三百九十七条第一項第三百八十一条により原判決を破棄し、

同法第四百条但書に従い当審において更に判決する。